

吉岡町災害時要援護者

避難支援プラン策定

町では、風水害や地震などの災害に備え、災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、災害が発生する前から災害時要援護者に関する情報を把握し、防災情報の伝達や避難誘導などの支援体制を確立することを目的として、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

計画の概要

災害時に、自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人たちが『災害時要援護者』といえます。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語が理解できない外国人などが災害時要援護者として挙げられます。

こうした災害時要援護者に対し、町は**災害時要援護者名簿登録申請**について、広報・回覧などの手段を用いることで、災害時における避難支援希望者（災害時要援護者名簿登録希望者）を募ります（**手上げ方式**）。

一方で、町は、自治会・民

生委員・児童委員、消防団、

女性防火クラブなど、関係団

体の人にご協力をいただき、

災害時に避難支援が必要と考

えられる人の家を直接訪問

し、本人の同意を得たうえで、

災害時要援護者名簿への登録

を呼びかけます（**同意方式**）。

災害時要援護者の名簿への

登録に当たっては、『吉岡町

災害時要援護者名簿登録申請

書（個別計画）を使用しま

す。この申請書（個別計画）

は、名簿への登録申請書であ

ると同時に、災害時に災害時

要援護者を「誰が」「どのよ

うに」避難させるのかといっ

たこと、つまり災害時要援護

者のおおの避難支援計画に

ついて記載するものでもあり

ます。そして、この申請書を

もとに、災害時要援護者を

『吉岡町災害時要援護者名簿』へ登録掲載します。

町は、こうした要援護者情

報の把握と同時に、災害時の

避難情報伝達体制、ハザード

マップ、避難所の開設などの

基盤整備を進めていくこと

で、災害時における災害時要

援護者の避難支援体制を確立

します。

避難支援プランの流れ

1 手上げ方式および同意方式による災害時要援護者情報の収集

2 名簿登録申請書（個別計画）をもとにした要援護者名簿の作成

3 名簿登録申請書（個別計画）における避難支

援者の選定

4

申請書および名簿をもとにした災害時要援護者マップの作成、避難訓練などの実施

お願い

いざというときは、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。また、災害時に限らず、日々の生活の中で、見守りや声かけなどを行うことにより、災害時要援護者との信頼関係を築き上げておくことが避難支援体制の基礎となります。皆さまのご協力をお願いします。

※「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」は町のホームページでご覧になれます。

